

(危害情報の申出)

第24条 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

(趣旨)

農薬や食品添加物等の不適正な使用を知ったり、原産地の偽装表示などがあり、府民が、そのような事態に適切に対処してほしいと考えるときには、知事にその旨を申し出ることができることを明らかにしています。

府が申出を受けたときは、必要な調査を行い、その内容に相当の理由があると判断するときは、食品衛生法、農薬取締法等の関係法令に基づき必要な措置を講じることを明らかにしています。

(解説)

この規定は、食品の安全性に対する信頼が損なわれたり、偽装表示等の情報を府民が得た場合などに、府にその情報を提供し、食品事故等の未然防止や拡大防止を図ろうとするもので、府内で流通しているすべての食品が対象です。

申出ができるのは、食品等の安全性や信頼性が損なわれる事態の場合であって、購入した野菜の残留農薬やダイオキシンの量が知りたいので検査を行って欲しい等との申出は該当しないことにしています。

申出に対して、相当の理由がある認められるときは、関係各課が連携を図りながら、必要な措置を講じることを規定しています。措置を講じるに当たっては、相当の理由があるかどうかを判断することになりますが、その判断については、申出に係る根拠、理由、更には当該食品に係る購入レシート・伝票、写真などによることとなります。

こうした具体的な事項については別途要領等で定め、ホームページ等で公表することになっています。

(参 考)

▶ 関係各課の連携

- ・ 関係部局等が連携協力しての対応
- ・ 緊急事案か、そうでない事案かの判断
- ・ 事案の早期の解決、被害の拡大防止を図る。(危害情報に対応する連携体制を整備)

